

不足額給付Ⅱ 支給要件確認フローチャート

はい : 
いいえ : 

令和7年1月1日時点で、吉野川市に住所がある  吉野川市では給付の対象になりません

令和6年中の合計所得が 1,805 万円以下である  不足額給付Ⅱの対象にはなりません

令和5年中、令和6年中ともに合計所得が 48 万円を超える

自身が(青色)事業専従者である

不足額給付Ⅱの対象とはなりません
(扶養家族として減税・給付の対象となっていたり、低所得者支援給付金の対象となっている場合があります)

定額減税の適用を受けるため、不足額給付Ⅱの対象とはなりません

令和6年度個人住民税の所得割が 0
(所得割額が発生していない)

定額減税の適用を受けるため、不足額給付Ⅱの対象とはなりません

令和6年所得税(源泉徴収税)の額が 0
(所得割額が発生していない)

令和6年度個人住民税および令和6年分所得税において、定額減税を受けていない

本人として定額減税の適用を受けているため、不足額給付Ⅱの対象とはなりません

当初調整給付を受給していない

当初調整給付を受けている場合、不足額給付Ⅱの対象とはなりません

令和5年度非課税世帯給付金、令和5年度均等割のみ課税世帯給付金、令和6年度非課税世帯等給付金の対象世帯の世帯主・世帯員ではない

低所得世帯支援給付金の受給対象であった場合、不足額給付Ⅱの支給対象とはなりません

不足額給付Ⅱの対象となる可能性があります。
課税資料等を基に支給要件を満たすことが確認できた場合には、給付金の通知をお送りします。

※このほか、地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合は支給対象となる可能性があります。